

山梨県動物愛護推進員設置運営要領

1 目的

この要領は、山梨県動物愛護推進員設置運営要綱（以下「要綱」という。）第5条、第6条及び第7条に関し、必要な事項を定める。

2 動物愛護推進員養成講習会

(1) 要綱第5条に規定する動物愛護推進員養成講習会を次のとおり開催する。

ア 講習時間は3時間以上とする。

イ 講習内容は次のとおりとする。

(ア) 動物愛護概論・動物愛護管理関係法令

(イ) 山梨県における動物愛護管理施策及び動物愛護推進員の役割

(ウ) 動物の行動学・犬及び猫の習性・しつけ方

(エ) 動物の疾病について

(オ) 動物に関する相談事例

(2) 知事は、獣医師、愛玩動物飼養管理士、動物取扱責任者その他の者で、上記の講座内容のうち、既に知識があると判断する者に対しては、当該講座の受講を免除することができる。

3 研修会

(1) 要綱第6条に規定する研修会を次のとおり開催する。

ア 中央研修会 年1回

イ 各地域研修会 各地域年1回開催

地域は、各保健所単位とする。

(2) 推進員は、前項第2号の地域研修会の際、活動の報告を行うことにより、推進員相互の研鑽を図る。

4 報告

要綱第7条に規定する報告は、動物愛護推進員活動報告書（別記様式）により前年度活動実績等を4月30日までに報告すること。

附 則

この要領は、平成15年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。